

第3章 補償及び福祉事業の内容と請求手続

目次

第1	補償及び福祉事業の内容	
1	補償及び福祉事業の種類	P 1
第2	療養補償	
1	療養補償の内容	P 1
2	療養補償の請求手続	P 2
3	転医手続	P 5
4	治ゆの際の手続	P 5
5	長期療養者に係る状況報告	P 6
第3	休業補償	
1	休業補償	P 6
2	休業援護金（福祉事業）	P 6
3	休業補償及び休業援護金の支給額	P 7
4	通勤災害に係る一部負担金	P 7
5	休業補償・休業援護金の請求（申請）手続	P 8
第4	傷病補償	
1	傷病補償年金	P 8
2	傷病特別支給金（福祉事業）	P 9
3	傷病特別給付金（福祉事業）	P 9
4	奨学援護金（福祉事業）	P 10
5	就労保育援護金（福祉事業）	P 10
第5	介護補償	
1	介護補償	P 11
2	在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業（福祉事業）	P 12
3	長期家族介護者援護金（福祉事業）	P 13
第6	障害補償	
1	障害補償	P 14

2	障害補償年金差額一時金	P 16
3	障害補償年金前払一時金	P 17
4	障害特別支給金、障害特別援護金及び障害特別給付金（福祉事業）	P 17
5	障害差額特別給付金（福祉事業）	P 18
6	外科後処置に関する事業（福祉事業）	P 18
7	補装具に関する事業（福祉事業）	P 18
8	リハビリテーションに関する事業（福祉事業）	P 19
9	アフターケアに関する事業（福祉事業）	P 19

第7 遺族補償

1	遺族補償	P 19
2	遺族補償一時金	P 23
3	遺族補償年金前払一時金	P 24
4	葬祭補償	P 24
5	遺族特別支給金（福祉事業）	P 24
6	遺族特別援護金（福祉事業）	P 25
7	遺族特別給付金（福祉事業）	P 25

第8 特殊な場合の補償及び福祉事業

1	特殊公務災害制度	P 26
2	船員の場合の補償等の特例	P 27

第9 その他

1	未支給の補償・福祉事業	P 28
2	他の法令による給付との調整	P 28
3	補償等の制限	P 28
4	年金の支給方法	P 29
5	時効と補償事由発生日	P 29

凡 例

地公災法又は法	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
施行令又は令	地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）
施行規則又は規則	地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）
業務規程	地方公務員災害補償基金業務規程（昭和42年地基規程第1号）
地公法	地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第1 補償及び福祉事業の内容

1 補償及び福祉事業の種類

区 分	補 償	福 祉 事 業
療養中	A 療養補償	—
	B 休業補償	ア 休業援護金
	C 傷病補償年金	イ 傷病特別支給金
		ウ 傷病特別給付金
障害が残った場合	D 介護補償	エ 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
	E 障害補償 E 1 年金又は一時金 E 2 障害補償年金差額一時金 E 3 障害補償年金前払一時金	オ 障害特別支給金
		カ 障害特別援護金
		キ 障害特別給付金
		ク 障害差額特別給付金
		ケ 外科後処置に関する事業
		コ 補装具に関する事業
		サ リハビリテーションに関する事業
		シ アフターケアに関する事業
		死亡の場合
セ 遺族特別援護金		
ソ 遺族特別給付金		
—		
G 葬祭補償	—	
船員の特例	H 予後補償	—
	I 行方不明補償	—
その他	—	タ 奨学援護金 チ 就労保育援護金 ツ 長期家族介護者援護金

第2 療養補償

1 療養補償の内容

負傷又は疾病が治癒するまでの間、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給します。療養の範囲は次に掲げるものです。

区 分	内 容
①診察	医師及び歯科医師の診察（重複診療、恣意的な転医は対象外）
	療養上の指導及び監視
	診断上又は診療上必要な検査
	診断書、処方箋その他の意見書等の文書（補償の実施に必要な文書に限り、原則1通のみ支給対象（消費税非課税）

第3章 補償及び福祉事業の内容と請求手続

区 分	内 容
②薬剤又は治療材料の支給	<p>内服薬・外用薬の支給（医師が必要と認める場合に限る。）</p> <p>ガーゼ、包帯、コルセット等の治療材料の支給（医師が必要と認めたもの又は直接治療に関係のあるものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院時の生活用品（洗面器、コップなど）は原則対象外。 ・歯科補綴で、健康保険対象外の審美性のみを目的とするもの（メタルボンドなど）は、原則対象外。
③処置、手術その他の治療	<p>包帯の巻き替え、薬の塗布、患部の洗浄、あん法、点眼、注射、輸血、酸素吸入等の処置</p> <p>切開、創傷処置及び手術並びにこれらに伴う麻酔</p> <p>機械運動療法、紫外線療法、放射線療法等の各種療法（医師が必要と認め、医師の指導下に行われるものに限る。）</p> <p>柔道整復師による施術（脱臼又は骨折の患部に対する応急手当としての施術、打撲又は捻挫の患部に対する施術）</p> <p>温泉療法（原則として温泉病院等で行うもの）</p> <p>マッサージ、はり、灸（医師が必要と認めたもの）</p>
④通院が困難で居宅において療養する際に必要な費用	<p>病院又は診療所の医師が行う計画的な医学管理に係る費用</p> <p>医師の指示書に基づき看護師等が行う療養上の世話又は診療の補助（訪問看護事業者によるものを含む。）</p> <p>重傷のため医師が常に看護師（看護師が得られなかったときにはこれに代わって看護を行う者）の看護を認めたときの看護料</p>
⑤病院又は診療所への入院	<p>病院又は診療所への入院（入院に伴う食事を含む。）、入院中死亡した場合の死体の安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個室等の使用は、療養上必要な場合又は普通室が満床で緊急に入院する必要がある場合のみ支給されます。 <p>重症のため医師が常に看護師等の看護が必要と認めたときの看護料（健康保険における入院基本料の届出をした病院等に入院している場合に限る。）</p>
⑥ 移送（通院費など）	<p>災害発生場所から病院等までの移送又は療養中における他病院への転送に伴う交通費、人夫費及び宿泊料</p> <p>病院等への受診又は通院のための交通費（原則として公共交通機関利用（バス・電車など）を対象とし、タクシー・ハイヤーの利用は傷病の部位及び状況等から必要な場合のみ認める。）</p> <p>独歩できない場合の介護付添に要する費用</p> <p>その他の移送の費用</p>

2 療養補償の請求手続

公務（通勤）災害の認定通知の受領後、速やかに療養補償を請求してください。

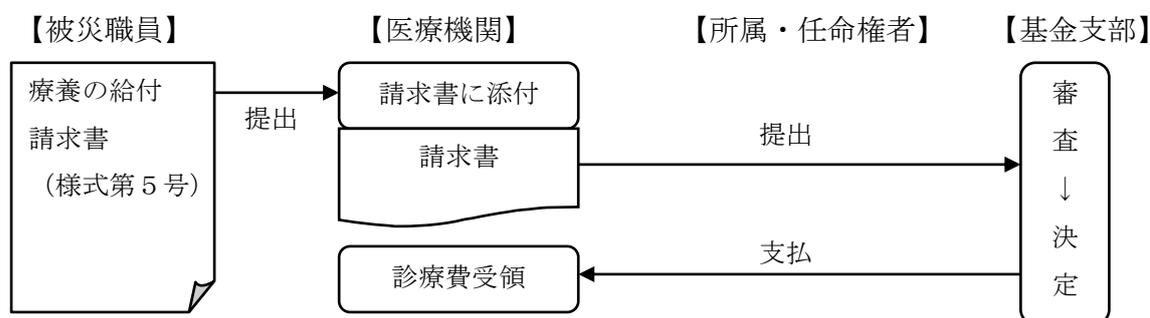
療養補償の請求手続は、受診した医療機関により異なります。

(1) 指定医療機関で治療を受けた場合

公務（通勤）災害の認定通知の受領後、直ちに「療養の給付請求書」（様式第5号）

を医療機関に提出してください。「療養の給付請求書」を受領した医療機関が、診療報酬請求書を提出し、治療費等を基金支部に直接請求します。

基金支部は、診療報酬請求書を審査のうえ、医療機関指定の金融機関の口座へ治療費等を支払います。



(2) 指定医療機関以外の医療機関で治療を受けた場合

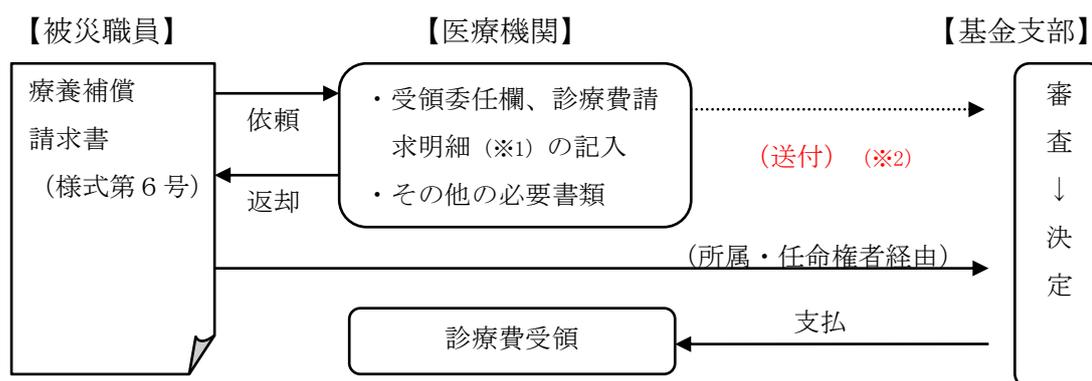
指定医療機関以外の医療機関で治療を受けた場合は、次の2つの方法で請求できますが、できるだけAの方法をとるように指導してください。

ア 受領委任した場合

医療機関の了解を得て、治療費等の受領を医療機関へ委任した場合は、医療機関から療養補償請求書（様式第6号）の必要事項を記載してもらい、被災職員が任命権者を經由して基金支部に提出します。（ただし、医療機関が直接基金支部へ送付する方法でも構いません。）

基金支部は、療養補償請求書を審査のうえ、医療機関指定の金融機関の口座へ治療費等を支払います。

なお、医師の発行する院外処方箋により薬局から薬剤の支給を受けた場合も同様の手続になりますが、この場合は調剤費請求明細書（様式第6号3号紙）を添付する必要があります。



※1 医療機関における診療費請求明細の記入は、レセプトの添付に替えることができます。

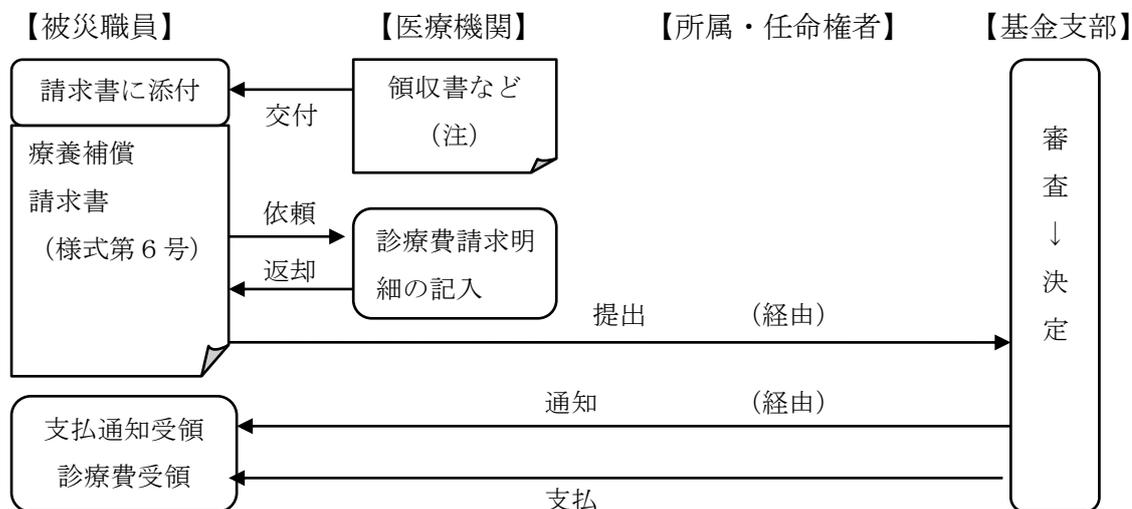
※2 医療機関から直接基金支部へ送付していただいても構いません。

イ 治療費等の全額を被災職員が負担した場合

医療機関に治療費等を被災職員が全額支払った場合は、医療機関からの領収書を添付して、所属・任命権者を經由して療養補償請求書を基金支部に提出してください。基金支部は、請求書を審査のうえ、被災職員が指定した金融機関の口座へ治療費等を支払います。

第3章 補償及び福祉事業の内容と請求手続

なお、公務災害や通勤災害として認定請求しようとする場合は、医療機関に申し出て治療費の支払を保留してもらい、共済組合員証を使用しないで受診するよう努めていただきたいのですが、やむを得ず共済組合員証を使用して治療を受けた場合は、医療機関へ相談し、既に支払った3割分を返金してもらうか、療養補償請求書に3割分の領収書を添付し、基金支部へ請求してください。



(注) 療養補償請求書の添付書類一覧

項目	請求の内容	添付書類
治療費	治療費の全額を被災職員が負担した場合	医療機関が発行する領収書
文書料	補償の実施に必要な文書料（認定請求書に添付する診断書、定期報告書に添付が義務付けられている診断書等）	医療機関が発行する領収書
治療材料費	療養上医師が必要と認めた場合のコルセット、固定装具等の購入費、松葉杖の賃借料等	治療材料の証明（療養補償請求書（様式第6号5号紙））及び領収書
室料差額	救急で普通室が満室の場合又は病状で療養上医師が必要と認めた場合の個室（特別室）使用料	個室・上級室証明書（地基山形様式第7号）、領収書
看護料	症状が重篤な場合など医師が特に常に看護が必要と認めた場合の看護料	看護証明書（地基山形様式第8号）、領収書
入院諸費	冷暖房費、電気代等で、入院料とは別に入院患者全員が徴収される性格のもの	領収書（内訳、明細が記載されたもの）
理学療法等	医師の指導の下に行われる温泉療法や医師が同意したマッサージ、はり、灸等	施術同意書（地基山形様式第13号）、領収書
歯科補綴料	療養上の必要から使用される健康保険適用外の歯科補綴材料（その材料が適当かどうかを事前に基金支部に協議のこと（参考様式第5号））	歯科医師の証明書、領収書
移送費	被災場所から医療機関への移送や合理的範囲内での医療機関への通院費	通院費証明書（地基山形様式第9号）、領収書（タクシー使用の場合）

3 転医手続

診療を受ける医療機関は、被災職員が自由に選択して差し支えありませんが、応急手当の場合を除いて、原則として療養に都合のよい自宅又は勤務場所の近くで、かつ、その傷病に対する専門の医療機関が適当でしょう。

なお、医療機関を理由なく頻繁に変更したり、同時に複数の医療機関で受診（重複診療）することは、療養上好ましくないばかりか、必要な治療とみなされず、原則として補償の対象外となります。転医については、次の場合のように医学上又は社会通念上適当と認められた場合のみ補償の対象として認められます。

- (1) 災害発生場所の最寄りの医療機関で応急手当を受けた後、療養に適した専門医療機関へ転医する場合
- (2) 入院加療を受けていた医療機関から、傷病の経過上、勤務先又は自宅からの通いに便利な医療機関へ転医する場合
- (3) 現在治療を担当している医師が、医療技術、施設等の問題から、他の専門医療機関を紹介し、転医させる場合

転医する場合は、あらかじめ「転医報告書」（地基山形様式第10号）を所属及び任命権者を經由して基金支部へ提出してください。

4 治ゆの際の手続

(1) 治ゆについて

療養補償は、傷病が治ゆしたことをもって終了します。災害補償制度において、治ゆとは、いわゆる「完全治ゆ」のほか、次の場合も治ゆとして取り扱います。

ア 一般的に認められている医療行為では現在の症状を将来に向かって軽減していく効果が期待できず、医療行為を中止しても現在の症状が将来変化しないと見込まれる状態になったとき（このような状態を「症状固定」といいます。）

〔例〕 頸椎捻挫、腰部捻挫等において、痺れや痛み等の神経症状が残るものの、月1～2回程度の対症療法（一時的に痛みを抑える治療）のみを行う状態

イ 素因又は基礎疾患や既存疾病を有していた者が、公務（通勤）上の災害で新たに発病又は症状が増悪した場合で、急性期の痛み等の症状が消退したとき（このような状態を「急性症状消退」といいます。）

〔例〕 腰痛の既往症又は基礎疾患（例えば腰椎椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、腰椎分離症、すべり症等）のある職員が、公務により腰痛を発症又は増悪したとして公務（通勤）災害に認定された場合で、急性期の痛みがなくなり、慢性的な痛みだけが残っている状態

なお、治ゆ（症状固定）後、対症療法、経過観察等のため通院が必要となる場合は、共済組合証を使用して受診することになります。

また、治ゆ（症状固定）したときに、法別表に定める程度の障害が残存している場合は、障害補償が支給されることになります。

(2) 治ゆ届

傷病が治ゆした場合には、「治ゆ届」（地基山形様式第11号）に必要事項を記載し、

所属長及び任命権者を經由して基金支部へ提出してください。治ゆ日は、医療機関を最後に受診した日とすることが適当ですが、前述の対症療法又は経過観察のために通院を継続する場合は、症状固定又は急性症状消退の日を記載します。なお、基金支部では、独自の調査に基づいて、職権で治ゆ認定を行う場合があります。

各所属の公務災害担当者は、常に被災職員の療養状況を把握し、傷病が治ゆした場合は必ず速やかに「治ゆ届」を提出するよう被災職員を指導してください。

5 長期療養者に係る状況報告

療養開始後1年を経過した日又は療養開始後1年6か月を経過した日において、負傷又は疾病が治っていない者は、それぞれ「療養の状況報告書」又は「療養の現状等に関する報告書」を所属長及び任命権者を經由して基金支部に提出してください。

第3 休業補償

休業して給与が支払われない（減額される）場合、次の補償・福祉事業が支給されます。

- ・休業補償
- ・休業援護金（福祉事業）

1 休業補償

休業補償は、職員が公務又は通勤により負傷し又は疾病にかかり、次の3つの要件の全てを満たす場合に、勤務することができない期間1日につき平均給与額の100分の60に相当する額が支給されます。

- (1) 療養中であること
- (2) 勤務することができないこと
- (3) 給与を受けないこと

なお、次の場合は、休業補償は支給されません。

- (1) 休業していても給与を受けている場合（平均給与額の100分の60以上）
- (2) 療養していなかった場合
- (3) 療養中でしかも給与を受けていない場合でも一般的に労働可能な状態にあるとき
- (4) 傷病補償年金が支給される場合
- (5) 監獄、労役場等に拘禁中又は少年院等に収容の期間

また、次の場合は、補償の一部が調整又は制限されます。

- (1) 同一の事由によって休業補償と国民年金法による障害年金が支給される場合
- (2) 災害が被災職員の故意の犯罪行為又は重大な過失によるものである場合
- (3) 正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかった場合

2 休業援護金（福祉事業）

次のいずれかに該当する職員に対して、勤務することができない期間1日につき平均給与額の100分の20に相当する額を限度として支給されます。

- (1) 休業補償を受ける職員

(2) 公務上の災害又は通勤による災害を受け、その療養のため所定の勤務時間の全部にわたって勤務することができない場合において、支給される給与の額が平均給与額の100分の60以上で、かつ、100分の80に満たない職員

3 休業補償及び休業援護金の支給額

勤務状況及び給与の支給状況により、次表により算出した額が支給されます。

	1日の全部を勤務することができない場合			1日の一部を勤務することができないとき	離職後
	給与を受けないとき	給与が平均給与額の60/100に満たないとき	給与が平均給与額の60/100以上で80/100に満たないとき		
休業補償	$W \times 60/100$	$W \times 60/100 - S$	—	$(W - S) \times 60/100$	$W \times 60/100 \times$ 通院時間/8
休業援護金	$W \times 20/100$	$W \times 20/100$	$W \times 80/100 - S$	$(W - S) \times 20/100$	$W \times 60/100 \times$ 通院時間/8
平均給与額 (W)	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; left: 0; right: 0; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="position: absolute; top: 20px; left: 0; right: 0; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="position: absolute; top: 40px; left: 0; right: 0; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="position: absolute; top: 60px; left: 0; right: 0; height: 40px;"></div> </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; left: 0; right: 0; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="position: absolute; top: 20px; left: 0; right: 0; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="position: absolute; top: 40px; left: 0; right: 0; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="position: absolute; top: 60px; left: 0; right: 0; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="position: absolute; top: 80px; left: 0; right: 0; height: 20px; background-color: #0070C0;"></div> </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; left: 0; right: 0; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="position: absolute; top: 20px; left: 0; right: 0; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="position: absolute; top: 40px; left: 0; right: 0; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="position: absolute; top: 60px; left: 0; right: 0; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="position: absolute; top: 80px; left: 0; right: 0; height: 20px; background-color: #0070C0;"></div> </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; left: 0; right: 0; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; background-color: #0070C0;"></div> <div style="position: absolute; top: 20px; left: 0; right: 0; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="position: absolute; top: 40px; left: 0; right: 0; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="position: absolute; top: 60px; left: 0; right: 0; height: 40px;"></div> </div>	
	休業補償	休業補償 受ける給与の額 S	休業補償 受ける給与の額 S	受ける給与の額 S 休業補償	

W=平均給与額 S=その日に受ける給与の額

4 通勤災害に係る一部負担金

通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員で、次のいずれかに掲げる職員以外の職員は、「一部負担金」として200円を基金支部に支払わなければなりません。（法第66条の2第1項、規則第48条の2）

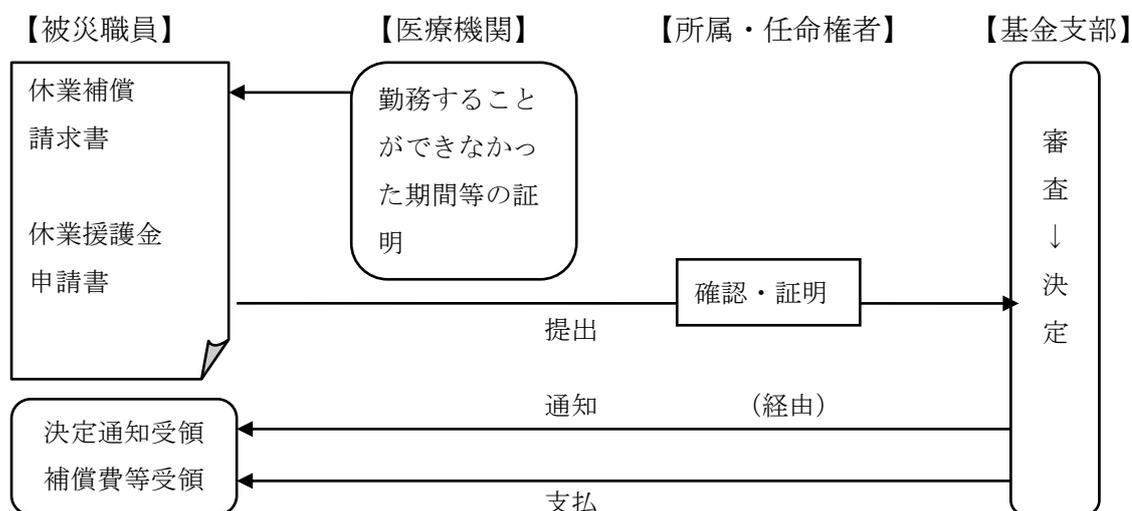
- (1) 第三者の行為によって通勤による災害を受けた者
- (2) 療養開始後3日以内に死亡した者
- (3) 休業補償を受けない者
- (4) 同一の通勤による災害に関し、既に一部負担金を払い込んだ者

なお、一部負担金は、原則として、休業補償から控除されます。

5 休業補償・休業援護金の請求（申請）手続

「休業補償請求書・休業援護金申請書」を所属長及び任命権者を經由して基金支部に提出してください。

その際に、請求書中に、①請求者が療養のため勤務することができなかった期間等の医師の証明、②請求額の計算の基礎となる平均給与額に関する所属長の証明、③請求日数等に関する所属長の証明を受けてください。



第4 傷病補償

療養の開始から1年6か月を経過して負傷又は疾病が治らず、重度の障害の状態にあるときは、次の補償・福祉事業が支給されます。

- ・ 傷病補償年金
- ・ 傷病特別支給金（福祉事業）
- ・ 傷病特別給付金（福祉事業）
- ・ 介護補償
- ・ 就学援護金（福祉事業）
- ・ 就労保育援護金（福祉事業）

1 傷病補償年金

(1) 補償の内容

療養の開始後1年6か月を経過しても治ゆせず、障害の程度が規則別表第2に定める傷病等級に該当する場合、傷病等級に応じて年金を支給します。

傷病補償年金は、次の表に掲げる額が支給されます。

傷病等級	年金額
第1級	平均給与額に313を乗じて得た額
第2級	平均給与額に277を乗じて得た額
第3級	平均給与額に245を乗じて得た額

なお、同一事由により他の公的年金が支給される場合は、支給額が調整される場合があります。

また、次の場合は、補償の一部が制限されます。

ア 災害が被災職員の故意の犯罪行為又は重大な過失によるものである場合

イ 正当な理由がなく基金支部の療養の指示に従わなかった場合

(2) 支給手続

基金は、被災した職員が療養の開始後1年6か月を経過した日において傷病補償年金の支給事由に該当するかどうかを決定し、職員及び任命権者に通知します。

傷病補償年金の決定は、療養の現状等に関する報告書その他医学的資料に基づき行われます。

(3) 年金受給後の定期報告

毎年2月中に、「障害の現状報告書（傷病補償年金）」に傷病の種類、現状（介護補償を受けている場合は日常生活の状態を含みます。）及び今後の見込みについて、医師等の証明を受けたうえで基金支部に提出してください。

2 傷病特別支給金（福祉事業）

(1) 事業内容

傷病特別支給金は、傷病補償年金の受給権者に対し、次の表に掲げる額を一時金として支給します。

傷病等級	支給額
第1級	114万円
第2級	107万円
第3級	100万円

(2) 申請手続

傷病特別支給金の申請は、傷病補償年金の受給権者である旨を決定したときに、基金支部から任命権者及び所属を経由して、「傷病特別支給金・傷病特別給付金申請書」を送付しますので、必要事項を記入のうえ、所属長及び任命権者を経由して基金支部に提出してください。

3 傷病特別給付金（福祉事業）

(1) 事業内容

傷病特別給付金は、傷病補償年金の受給権者に対し、原則として傷病補償年金の額に100分の20を乗じた額を年金として支給します。ただし、150万円に次に掲げる率を乗じた額を上限としています。

傷病等級	支給率
第1級	365分の313
第2級	365分の277
第3級	365分の245

(2) 支給額の調整

(1)で算定した額に傷病補償年金の額を加算した額が平均給与額の年額（平均給与額に365を乗じて得た額）の100分の80に相当する額に満たない場合は、当分の間、平均給与額の年額の100分の80に相当する額から傷病補償年金の額を控除した額が支給されます。

(3) 申請手続

傷病特別支給金の申請と同様です。

4 奨学援護金（福祉事業）

(1) 事業内容

傷病補償年金、障害補償年金（障害等級第3級以上）又は遺族補償年金の受給権者で、受けている年金に係る平均給与額が16,000円以下の者のうち、次のア～エのいずれかに該当する者に対し、月額として支給します。

- ア 遺族補償年金の受給権者のうち、学校等に在学する者（以下「在学者等」）であって学資等の支弁が困難と認められるもの
- イ 遺族補償年金の受給権者のうち、被災職員の収入によって生計を維持していた子（婚姻をしている者などを除く。）である在学者等と生計を同じくしている者で、その在学者等に係る学資等の支弁が困難と認められるもの
- ウ 障害等級が第1級から第3級までの障害補償年金の受給権者のうち、在学者等であって学資等の支弁が困難と認められるもの
- エ 傷病補償年金又は障害等級が第1級から第3級までの障害補償年金の受給権者のうち、在学者等である子（婚姻をしている者などを除く。）と生計を同じくしている者で、その在学者等に係る学資等の支弁が困難と認められるもの

(2) 奨学援護金の支給額

在学者等の区分ごとの支給月額は、次のとおりです。 (H29年度現在)

在学者等の区分	支給月額
小学校、特別支援学校の小学部の在学者	14,000円
中学校、特別支援学校の中学部の在学者など	18,000円
高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第1～3学年、専修学校の高等課程等の在学者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者等を対象とする普通職業訓練等を受ける者など	16,000円
大学、高等専門学校の第4～5学年・専攻科、専修学校の専門課程の在学者、公共職業能力開発施設において職業訓練（上記を除く）を受ける者、職業能力開発総合大学校において職業訓練等を受ける者	39,000円

(3) 申請手続

「福祉事業（奨学援護金）申請書」を所属長及び任命権者を經由して基金支部に提出してください。

(4) 定期報告

奨学援護金を受けている方は、毎年4月中に「奨学援護金の支給に係る現状報告書」に次に掲げる書類を添付して、所属・任命権者を經由して基金支部に提出してください。

- ア 高等学校等に在学していることを証明する書類（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部については必要ありません。）
- イ 奨学援護金を受けている方と在学者とが生計を同じくしていることを認めることができる書類

5 就労保育援護金（福祉事業）

(1) 事業内容

傷病補償年金、障害補償年金（障害等級第3級以上）又は遺族補償年金の受給権者で、

受けている年金に係る平均給与額が16,000円以下の者のうち、次のア～エのいずれかに該当する者に対し、就労のため保育所・幼稚園等に預けられている未就学の児童の保育に係る費用を援護する必要があると認められる場合に月額として支給します。

- ア 遺族補償年金の受給権者のうち、学校等に在学する者（以下「在学者等」）であって学資等の支弁が困難と認められるもの
- イ 遺族補償年金の受給権者のうち、被災職員の収入によって生計を維持していた子（婚姻をしている者などを除く。）である在学者等と生計を同じくしている者で、その在学者等に係る学資等の支弁が困難と認められるもの
- ウ 障害等級が第1級から第3級までの障害補償年金の受給権者のうち、在学者等であって学資等の支弁が困難と認められるもの
- エ 傷病補償年金又は障害等級が第1級から第3級までの障害補償年金の受給権者のうち、在学者等である子（婚姻をしている者などを除く。）と生計を同じくしている者で、その在学者等に係る学資等の支弁が困難と認められるもの

(2) 就労保育援護金の支給額

保育所等に預けられている者1人につき月額12,000円です。

(3) 申請手続

「福祉事業（就労保育援護金）申請書」を所属長及び任命権者を經由して基金支部に提出してください。申請書には、就労していることを証明する書類等の添付が必要です。

(4) 定期報告

就労保育援護金を受けている方は、毎年4月中に「就労保育援護金の支給に係る現状報告書」に次に掲げる書類を添付して、所属及び任命権者を經由して基金支部に提出してください。

- ア 就労していることを証明する書類
- イ 未就学の子を保育所等に預け、又は未就学の子が保育所等に預けられていることを証明する書類
- ウ 就労保育援護金を受けている方と未就学の子とが生計を同じくしていることを認めることができる書類

第5 介護補償

傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、傷病補償又は障害補償年金を支給する事由となった障害により、常時又は随時に介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時に介護を受けている場合は、介護を受ける費用を考慮して介護補償が支給されます。

また、介護に付随する福祉事業の支給を受けることができます。

1 介護補償

(1) 補償の内容

傷病等級第2級以上又は障害等級第2級以上の年金受給権者が、年金の支給事由となった一定の障害により、常時又は随時の介護を要する状態(以下「要介護状態」という。)にあり、かつ、現に介護を受けている場合に支給されます。

ただし、病院等に入院している場合や身体障害者療護施設等に入所している場合は、支給されません。

(2) 支給額

介護補償は、次に掲げる介護を要する状態の区分に応じて、介護を受けた日の区分毎にそれぞれの欄に掲げる支給月額を支給します。(平成29年度現在)

状態	要件	支給月額
常時介護を要する状態 (傷病等級第1級・障害等級第1級)	月額57,110円を超える額の介護費用を支出	介護費用実費 (上限105,130円)
	月額57,110円以下の介護費用を支出又は親族などの介護を受けたとき	57,110円 (支給事由発生月は介護費用実費)
随時介護を要する状態 (傷病等級第2級・障害等級第2級)	月額28,560円を超える額の介護費用を支出	介護費用実費 (上限52,570円)
	月額28,560円以下の介護費用を支出又は親族などの介護を受けたとき	28,560円 (支給事由発生月は介護費用実費)

(3) 申請手続

介護補償を請求しようとするときは、介護を受けた日の属する月の翌月以降に、任命権者を經由して基金支部に「介護補償請求書」を提出してください。

介護補償請求書には、次の書類を添付してください。

ア 常時又は随時介護を要する状態にあることの決定に必要な医師又は歯科医師の診断書(2回目以降の請求において、既に決定されている介護を要する状態に変更がない場合は提出を要しません。)

イ 親族又はこれに準ずる者に介護を受けた場合の事実、介護に従事した者の氏名及び請求者との続柄又は関係を記載した書類

ウ 実際に支出した介護に要する費用を介護補償として請求する場合は、介護を受けた日、時間、介護費用として1か月の間の支出額を証明する領収書

2 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業(福祉事業)

(1) 事業内容

在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業(以下「ホームヘルパー派遣事業」という。)は、被災職員に対し介護人(以下「ホームヘルパー」という。)を派遣し介護等の供与を行うものです。

ホームヘルパー派遣事業は、基金が指定する事業者が現物給付として行うか又は介護等の供与に必要な費用を支給する金銭給付として行います。

(2) 対象者

ホームヘルパー派遣事業は、傷病補償年金又は障害補償年金(障害等級第3級以上)の受給権者に対して行われますが、次に掲げる者は対象から除外されます。

ア 入院治療を要する者又は伝染性疾患を有する者

イ ホームヘルパーに対し暴行脅迫等の非行行為を行った者又はそのおそれのある者

(3) 介護等の内容及び供与等の回数

対象となる介護等の内容は次のとおりです。

ア 入浴、排せつ、食事等の介護

イ 調理、洗濯、清掃等の家事

ウ 生活等に関する相談及び助言

エ 外出時における移動の介護

オ アからエに掲げる介護、家事等に附帯する便宜の供与

また、1回の利用は3時間（1日3回（9時間））まで利用することができます。）
で、8週間毎に24回まで利用することができます。

(4) 費用の負担

ホームヘルパー等の賃金相当額の10分の3に相当する額について受益者負担を求めています。

(5) 申請手続

ホームヘルパ派遣事業による介護等の供与を受けようとする者は、「福祉事業（在宅介護を行う介護人の派遣）申請書」を所属長及び任命権者を經由して基金支部に提出してください。

また、自らホームヘルパー等の手配をし、その費用の支給を受けようとする場合は、この申請書に領収書及び明細書等の所要の資料を添付してください。

3 長期家族介護者援護金（福祉事業）

傷病補償年金又は障害補償年金の第1級又は第2級の受給権者のうち、せき髄その他神経系統の機能や精神の著しい障害又は胸腹部臓器の機能の著しい障害により常時又は随時介護を要する者が、年金の支給開始事由が生じた日の翌日から10年経過した後に死亡した場合、一定の要件を満たす遺族に対し100万円を支給します。ただし、死亡原因が遺族補償の対象となる場合には支給されません。

長期家族介護者援護金の申請は、「福祉事業（長期家族介護者援護金）申請書」を亡くなった職員の所属長及び任命権者を經由して基金支部に提出してください。なお、この申請書には、要介護年金受給権者との続柄に関する証明書等の所要の資料の添付が必要です。

第6 障害補償

傷病が治ゆし、障害等級表に該当する障害が残ったときに、次の補償・福祉事業が行われます。

【公務災害・通勤災害で障害が残ったときに行われる補償及び福祉事業の種類】

◎補償

障害補償年金 介護補償 障害補償一時金 障害補償年金差額一時金
障害補償年金前払一時金

◎福祉事業

障害特別支給金 障害特別援護金 障害特別給付金 障害差額特別給付金
外科後処置 補装具の支給 リハビリテーション アフターケア
奨学援護金 就労保育援護金 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
長期家族介護者援護金

【障害等級別の障害補償の額及び福祉事業の支給額】

(平成29年度現在)

	障害等級	障害補償	福祉事業			
			障害特別支給金	障害特別援護金		障害特別給付金
				公務災害	通勤災害	
障害補償年金	第1級	平均給与額の 313	万円 342	万円 1,540	万円 915	年金額×20/100 (上限額)
	第2級	平均給与額の 277	320	1,500	885	150万円×A/365
	第3級	平均給与額の 245	300	1,460	855	A=障害補償の欄の 平均給与額の乗 数
	第4級	平均給与額の 213	264	875	520	
	第5級	平均給与額の 184	225	745	445	
	第6級	平均給与額の 156	192	615	375	
	第7級	平均給与額の 131	159	485	300	
障害補償一時金	第8級	平均給与額の 503	65	320	190	一時金×20/100 (上限額)
	第9級	平均給与額の 391	50	250	155	150万円×A/365
	第10級	平均給与額の 302	39	195	125	
	第11級	平均給与額の 223	29	145	95	
	第12級	平均給与額の 156	20	105	75	
	第13級	平均給与額の 101	14	75	55	
	第14級	平均給与額の 56	8	45	40	A=障害補償の欄の 平均給与額の乗 数

1 障害補償

(1) 補償の内容

傷病が治ゆ（症状固定）したとき、規則別表第3に定める程度の障害が残った場合、障害等級に応じて年金又は一時金を支給します。

なお、次の場合は、補償の一部が調整又は制限されます。

ア 同一の事由によって休業補償と国民年金法による障害年金が支給される場合は、支給額が調整されることがあります。

イ 第三者から加害を受けた場合で、自動車損害賠償責任保険から後遺障害に係る賠償金が支払われる場合など、加害者から賠償を受ける場合には支給額が調整（支給停止又は減額）されることがあります。

ウ 災害が被災職員の故意の犯罪行為又は重大な過失によるものである場合には、補償の一部が制限されます。

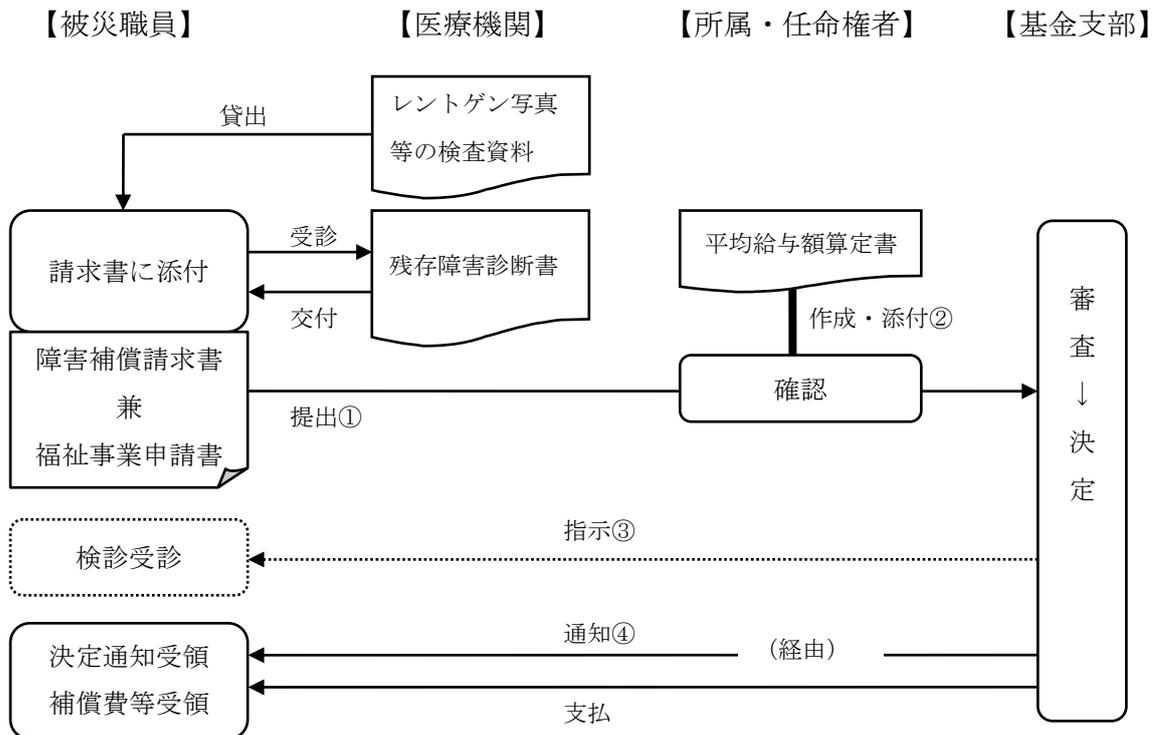
(2) 障害等級の決定

法第29条及び「障害等級の決定について」（昭和51年10月29日地基補第599号理事長通知）により決定します。また、基金支部が指定する医療機関で障害程度の検診を受けていただく場合があります。

(3) 請求手続

傷病が治ゆ（症状固定）した後、障害等級第14級以上に該当する障害が残った場合、障害補償及び福祉事業（障害特別支給金、障害特別援護金、障害特別給付金）の請求（申請）を行うこととなります。

請求（申請）手続は、次の図のとおりです。



- ① 被災職員は、主治医に「残存障害診断書」を作成してもらい、検査資料（被災時及び症状固定時のもの）、「障害補償請求書」と併せて所属に提出します。
- ② 所属・任命権者は、障害補償請求書の記載内容などをチェックするとともに、「平均給与額算定書」を作成・添付して基金支部に提出します。
- ③ 基金支部は、必要に応じて、被災職員に対し、指定する医療機関での検診を指示することがあります。
- ④ 基金支部は、基金本部との協議、専門の医師への意見照会を経て、請求（申請）の取扱いを決定し、被災職員に所属・任命権者を經由して通知します。
- ⑤ 請求書（申請書）に添付する資料は、以下のとおりです。
 - ・平均給与額算定書（所属・任命権者において作成）
 - ・残存障害診断書
 - ・日常生活状況申立書
 - ・第三者加害事案で加害者から賠償を受けている場合は、その決定通知書（自動車損害賠償責任保険の後遺障害決定通知書など）
 - ・出勤簿の写し（災害発生前3か月分）
 - ・給与支給明細書の写し（災害発生前3か月分及び当月分並びに補償事由発生日の属する月分。給与改定差額があった場合は当該月分。）
 - ・必要に応じて、被災時と治ゆ時の検査資料（レントゲンフィルム、MRIフィルムなど）

(4) 特別な事由の取扱い

障害が2つ以上ある場合など特別な事由については、以下により取り扱います。

ア 障害が2つ以上ある場合

概ね次のとおりですが、具体的な取扱いの詳細は、「障害等級の決定について」（昭和51年10月29日地基補第599号理事長通知）によることとされています。

障害の程度	併合による等級
第14級以上の障害が2つ以上	最も重い障害の等級に応ずる等級
第13級以上の障害が2つ以上	最も重い障害の等級の1級上位の等級
第8級以上の障害が2つ以上	最も重い障害の等級の2級上位の等級
第5級以上の障害が2つ以上	最も重い障害の等級の3級上位の等級

イ 障害の程度を加重した場合

既に障害のあった者が、公務災害又は通勤災害により、同一部位について障害の程度が加重した場合の支給額は、加重後の障害の該当する障害等級による支給額から、既にあった障害の該当する障害等級による支給額を控除して算出します。

ウ 障害等級に変更があった場合

障害補償年金を受けている者の障害程度が、傷病の再発又は新たな傷病以外の事由により変更された場合は、以下により取扱います。

(ア) 変更後の障害の程度が障害等級第1級から第7級までに該当するときは、変更のあった翌月分から、変更後の障害の程度に応じた年金額に改定します。

(イ) 変更後の障害の程度が障害等級第8級から第14級までに該当するときは、変更のあった月分をもって年金の支給を終了し、変更後の障害の程度に応じた日数分の障害補償一時金を支給します。

エ 傷病が再発した場合

傷病が再発した場合、障害補償年金の支給は再発した日の属する月まで行います。

また、再発した傷病が治った場合、新たに該当する障害等級の区分に応じた額を支給します。

2 障害補償年金差額一時金

(1) 補償の内容

障害補償年金の受給権者が死亡した場合は、既に支給された年金と障害補償年金前払一時金の額の合計額が次の表に定める額に満たない場合、遺族に対してその差額を支給します。

障害等級	支給額	障害等級	支給額
第1級	平均給与額に1,340を乗じた額	第5級	平均給与額に790を乗じた額
第2級	平均給与額に1,190を乗じた額	第6級	平均給与額に670を乗じた額
第3級	平均給与額に1,050を乗じた額	第7級	平均給与額に560を乗じた額
第4級	平均給与額に920を乗じた額		

$$\boxed{\text{支給額}} = \boxed{\text{上記表の額}} - \boxed{\text{既支給額}} \times \boxed{\text{総務大臣が定める率}}$$

なお、障害補償年金差額一時金を受け取ることができる遺族及び受給権者となる順序は次のとおりです。

受給権者	受給権者の順序	
障害補償年金の受給権者と同一生計者	配偶者	1
	子	2
	養父母	3
	実父母	4
	孫	5
	祖父母	6
	兄弟姉妹	7
障害補償年金の受給権者と同一生計者でない者	配偶者	8
	子	9
	養父母	10
	実父母	11
	孫	12
	祖父母	13
	兄弟姉妹	14

(2) 請求手続

「障害補償年金差額一時金請求書」を、所属長及び任命権者を經由して基金支部へ提出してください。

3 障害補償年金前払一時金

(1) 補償の内容

障害補償年金の受給権者が申し出た場合、障害補償年金差額一時金で定める支給額（限度額）を限度として、前払いで一時金を支給します。

前払一時金の支給の申出は、原則として年金の最初の支払に先立って行わなければなりません。既に年金の支払があった場合でも障害補償年金の支給の決定に関する通知のあった日の翌日から起算して1年を経過するまでの間は、申出を行うことができます。

申し出ることのできる金額は、限度額の範囲内で、平均給与額の1,200日分、1,000日分、800日分、600日分、400日分、200日分のいずれかです。

(2) 請求手続

「障害補償年金前払一時金請求書」を、所属長及び任命権者を經由して基金支部へ提出してください。

4 障害特別支給金、障害特別援護金及び障害特別給付金（福祉事業）

(1) 事業の内容

障害特別支給金	障害補償の受給権者に対し、障害等級に応じて一時金として支給します
障害特別援護金	障害補償の受給権者に対し、障害等級に応じて一時金として支給します。
障害特別給付金	障害補償年金の受給権者に対しては年金、障害補償一時金の受給権者に対しては一時金として、それぞれの年金又は一時金の額に一定の額を一時金として支給します。

※ 上記事業の支給額は、P14を参照してください。

(2) 申請手続

障害補償の請求と同様です。(申請用紙が兼用となっています。)

5 障害差額特別給付金(福祉事業)

(1) 事業の内容

次に掲げる遺族に支給されます。なお、支給順位は、障害補償年金差額一時金と同様です。

ア 障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなった遺族

イ 障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金の支給を受けたため、障害補償年金差額一時金を受ける権利を有しないこととなった者で、障害補償年金の受給権者にその障害補償年金前払一時金が支給されなかったものとした場合に障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することになる遺族

(2) 支給額

障害補償年金差額一時金に係る障害等級に応じ、次の表に掲げる額に100分の20を乗じて得た額(※)から、既に支給された障害特別給付金の額を控除した額を支給します。

障害等級	支給額	障害等級	支給額
第1級	平均給与額に1,340を乗じた額	第5級	平均給与額に790を乗じた額
第2級	平均給与額に1,190を乗じた額	第6級	平均給与額に670を乗じた額
第3級	平均給与額に1,050を乗じた額	第7級	平均給与額に560を乗じた額
第4級	平均給与額に920を乗じた額		

※ 障害等級に応じた上記の値を365で除した値に150万円を乗じて得た額が上限となります。

$$\boxed{\text{支給額}} = \boxed{\text{上記表の額}} - \boxed{\text{既支給額}} \times \boxed{\text{総務大臣が定める率}}$$

(3) 申請手続

障害補償年金差額一時金の請求と同様です。(申請用紙が兼用となっています。)

6 外科後処置に関する事業(福祉事業)

(1) 事業の内容

障害補償の対象となる程度の障害が残る者のうち、義肢装着のための断端部の再手術、義眼の装かん、局部神経症状の軽減のための処置、醜状軽減のための処置などが必要と認められる者に対し、指定する施設で現物給付の形で行い、又は処置に必要な費用を支給します。

(2) 申請手続

外科後処置を必要と認める旨の医師の証明書を添付のうえ、「福祉事業(外科後処置・アフターケア)申請書」を所属長及び任命権者を經由して基金支部に提出してください。

7 補装具に関する事業(福祉事業)

(1) 事業の内容

障害補償の対象となる程度の障害が残る者に対し、次の補装具を支給します。

義肢	装具	義眼	眼鏡	補聴器	人工こう頭	車椅子	収尿器
歩行補助つえ		盲人安全つえ		点字器	電動車椅子	歩行車	
浣腸器付排便剤		床ずれ防止用敷きふとん		介助用リフター			
フローテーションパット	(車椅子用・電動車椅子用)				ギャッチベット		
かつら	座位保持装置	ストマ用装具					
筋電電動義手及び重度障害者用意思伝達装置							

なお、療養中であっても、傷病の一部が治癒した部分に補装具の装着が必要と認められる方に支給できる場合があります。

(2) 申請手続

「福祉事業（補装具）申請書」を所属長及び任命権者を經由して基金支部に提出してください。

8 リハビリテーションに関する事業（福祉事業）

(1) 事業の内容

障害補償の対象となる程度の障害が残った者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復などの措置が必要であると認められるものに対し、基金が指定する施設等で機能訓練、職業訓練、その他の訓練（職業技術の習得、運転免許取得訓練など）を行います。

(2) 申請手続

「福祉事業（リハビリテーション）申請書」を所属長及び任命権者を經由して基金支部に提出してください。

9 アフターケアに関する事業（福祉事業）

(1) 事業の内容

障害補償の対象となる程度の障害が残った者のうち、外傷による脳の器質的損傷を受けた者、その他特定の傷病を有する者に対し、療養補償に準じた措置を行います。

なお、傷病ごとに措置の期間、診察・薬剤等の回数・種類などが定められています。

(2) 申請手続

「福祉事業（外科後処置・アフターケア）申請書」を所属長及び任命権者を經由して基金支部に提出してください。

第7 遺族補償

被災職員が公務又は通勤により死亡した場合、次の補償及び福祉事業が支給されます。

【公務災害・通勤災害で死亡したときに行われる補償及び福祉事業の種類】

◎補償			
遺族補償年金	遺族補償一時金	遺族補償年金前払一時金	葬祭補償
◎福祉事業			
遺族特別支給金	遺族特別援護金	遺族特別給付金	奨学援護金
就労保育援護金			

【遺族補償の額及び福祉事業の支給額】

(令和2年度現在)

遺族の人数		補償・福祉事業	遺族補償	福祉事業			遺族特別 給付金
				遺族特別 支給金	遺族特別援護金		
					公務災害	通勤災害	
遺族補償年金	1人	① ②以外の者	平均給与額 ×153	300万円	1,860万円	1,115万円	年金額 ×20/100 (上限額) 150万円 ×A/365
		② 55歳以上の妻又は障害等級第7級以上の障害の状態にある妻	平均給与額 ×175				
		2人	平均給与額 ×201				
		3人	平均給与額 ×223				
		4人以上	平均給与額 ×245				
遺族補償一時金		配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹	平均給与額 ×1,000	300万円	1,860万円	1,115万円	年金額 ×20/100 (上限額) 150万円 ×A/365
		三親等以内の親族で18歳未満若しくは55歳以上の者又は障害等級7級以上の障害の状態にある者	平均給与額 ×700	210万円	1,302万円	780万円	
		その他の者	平均給与額 ×400	120万円	744万円	445万円	

※ Aは、遺族補償の欄の平均給与額の乗数

1 遺族補償年金

(1) 受給資格者と受給権者

遺族補償年金を受け取ることができる遺族を年金の「受給資格者」といいます。

遺族補償年金は、受給資格者の全てに支給されるのではなく、受給資格者のうち最先順位にある遺族に対してのみ支給され、その最先順位の者が年金を受ける権利を有する者が「受給権者」となります。同順位者が2人以上いるときは、これらの者がそれぞれ受給権者となります。

第3章 補償及び福祉事業の内容と請求手続

職員との続柄		受給資格者となりうる要件			受給権 順位	
		生計維持関係	年 齢			
配偶者 (内縁関係を含む)	妻	職員の死亡の当時、 その収入によって生 計を維持していたこ と	年齢は問わない		1	
	夫		60歳以上	障害等級7級以 上の障害の状態 にある場合は、 年齢を問わない		
子 (養子を含む)			18歳に達する日以後の最初の 3月31日まで		2	
父母	養		60歳以上			3
	実				4	
孫 (養子を含む)			18歳に達する日以後の最初の 3月31日まで		5	
祖父母			60歳以上		6	
兄弟姉妹			18歳に達する日以後の最初の 3月31日まで又は60歳以上		7	
特 例 遺 族	夫		55歳以上60歳未満の夫		8	
	父母				養	9
					実	10
	祖父母				11	
	兄弟姉妹				12	

注1 年齢は職員の死亡当時のものです。

- 2 職員の収入によって生計を維持していた夫、父母、祖父母又は兄弟姉妹については、60歳以上（兄弟姉妹については18歳に達する日以後の最初の3月31日まで又は60歳以上）であることが受給資格者の条件ですが、当分の間、55歳以上の者についても受給資格を認めています。（特例遺産）
- 3 実際に年金の支給を受ける方は、受給権順位が最も高い方になります。ただし、特例遺産に該当する方（受給権順位が8位～12位）については、60歳まで年金は支給されません。

(2) 年金の支給額

受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の人数に応じて、20ページに掲載の表に掲げる額が支給されます。（ただし、特例遺産に該当する方は60歳まで受給資格者の数には含まれません。）

【遺族補償年金の算定例】

職員（44歳） 平成12年9月10日死亡 平均給与額＝13,919円	別生計	父（70歳） 母（70歳）
	生計維持	妻（42歳）
		子A（20歳） 子B（16歳） 子C（13歳）
		弟（34歳）

◎受給資格者（年金の算定基礎となる遺族の数）＝ 3人（妻、子B、子C）

※父母は生計維持関係がなく、子A及び弟は年齢要件から受給資格者に該当しません。

◎受給権者（受給権順位が最上位の遺族）＝妻

◎遺族補償年金の支給額＝平均給与額×受給資格者数毎の乗数＝13,919円×223＝3,103,900円

※法により50円未満の端数がある場合は切り捨てます。（50円以上の端数は切り上げ）

◎他に福祉事業（遺族特別支給金、遺族特別援護金、遺族特別給付金、奨学援護金）が支給されます。

(3) 受給権及び受給資格の消滅

ア 年金を受ける権利（受給権）は、受給権者が次のいずれかに該当するに至ったときは、消滅します。（失権）

なお、この場合、同順位者がなくて後順位者がいるときは、次順位者が受給権者となり、年金の支給を受けることとなります。（転給）

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻（内縁関係にある場合を含む。）したとき
- ③ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき
- ④ 離縁によって、死亡した職員と親族関係が終了したとき
- ⑤ 子、孫又は兄弟姉妹が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（職員の死亡の当時から引き続き一定の障害の状態にあるときを除く。）
- ⑥ 職員の死亡の当時一定の障害の状態にあった60歳未満の夫、父母又は祖父母がその障害の状態でなくなったとき
- ⑦ 職員の死亡の当時一定の障害の状態にあり18歳に達する日以後最初の3月31日が終了していた子又は孫が、その状態でなくなったとき
- ⑧ 職員の死亡の当時一定の障害の状態にあり18歳に達する日以後最初の3月31日が終了していた又は60歳未満であった兄弟姉妹が、障害の状態でなくなったとき

イ 受給資格者も上記に掲げる①から⑧までのいずれかに該当するに至ったときは、受給資格を失います。（失格）

(4) 年金額の改定

年金の支給額は、次のいずれかに該当する場合に改定されます。

ア 年金の算定の基礎となる遺族の数に増減が生じたとき 当該月の翌月から改定

イ 年金の受給権者が妻であり、かつ、その妻と生計を同じくしている受給資格者がいない場合で、その妻が55歳に達したとき（障害等級第7級以上の障害の状態にある場合を除く。） 当該月の翌月から改定

ウ その他、国の職員の給与水準を基礎とした完全自動給与スライド制による平均給与額の改定

(5) 他法に基づく年金受給の場合の取扱い

同一の事由によって他の法令による年金が給付されている場合は、遺族補償年金の支給額が減額調整されることがあります。

(6) 第三者加害事案の場合の取扱い

第三者加害事案の場合で、自動車損害賠償責任保険から死亡に係る賠償金が支払われている場合など、加害者から賠償を受けている場合は、遺族補償年金の支給額が調整（一定期間支給停止）されます。

(7) 請求手続

「遺族補償年金請求書」を、所属長及び任命権者を經由して基金支部に提出してください。その際、次表に掲げる書類を添付してください。

- ① 被災職員の死亡診断書、死体検案書又は検死調書（認定請求に添付の場合は省略可）
- ② 被災職員と遺族の続柄に関する市町村長の証明書（戸籍謄本、抄本等）
- ③ 被災職員と生計維持関係にあったことの証明書（扶養手当関係書類等）
- ④ 被災職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の範囲の家系図

- ⑤ 婚姻関係証明書（未届けの婚姻の場合）
- ⑥ 受給資格を有する遺族の診断書（受給資格者が7級以上の障害の状態にある場合）
- ⑦ 請求者と他の遺族が同一生計である証明書（請求者の他に受給資格者がいる場合）
- ⑧ 年金に係る記載書（同一事由により他法令に基づく年金が支給される場合）
- ⑨ 代表者の選任届（受給権者が2人以上いて、請求の代表者を選任した場合）
- ⑩ 特殊公務災害の要件に該当する証明書（特殊公務災害に該当する場合）
- ⑪ 平均給与額算定書（給与明細書、出勤簿の写しを添付〔要原本証明〕）

2 遺族補償一時金

(1) 受給資格者と受給権者

遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給されます。

ア 職員の死亡の当時、遺族補償年金の受給資格者がいないとき

イ 遺族補償年金の支給開始後に受給資格者が失権し、他に受給資格者がなく、しかも既に支給された遺族補償年金（遺族補償年金前払一時金を含む）の額が、アにより算定した一時金の額に満たないとき（差額が支給されます。）

アによる一時金の受給資格者、受給権者の順位及び支給額は次表のとおりです。

受給資格者		順位	支給額	
祖父母	生計維持関係のあった55歳未満の者	6	平均給与額× 1,000日分	
	生計維持関係のなかった者	13		
父母	生計維持関係のあった55歳未満の者	養父母		3
		実父母		4
	生計維持関係のなかった者	養父母		10
		実父母		11
兄弟姉妹	生計維持関係のあった者で、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了し、かつ、55歳未満の者	7		
	生計維持関係のなかった者	14		
配偶者	生計維持関係のあった55歳未満の夫	1		
	生計維持関係のなかった者	1		
子	生計維持関係のあった者で、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者	2		
	生計維持関係のなかった者	9		
孫	生計維持関係のあった者で、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者	5		
	生計維持関係のなかった者	12		
その他、主として生計維持関係のあった者	三親等内の親族（18歳未満又は55歳以上（配偶者の父母、叔父叔母、甥、姪など））	8	平均給与額× 700日分	
	その他の者	8	平均給与額× 400日分	

注1 年齢は、職員の死亡当時のものです。

2 最先順位の者にも一時金が支給されます。

(7) 請求手続

「遺族補償一時金請求書」を、所属長及び任命権者を經由して基金支部に提出してください。その際、次表に掲げる書類を添付してください。

- ① 被災職員の死亡診断書、死体検案書又は検死調書（認定請求に添付の場合は省略可）
- ② 被災職員と遺族の続柄に関する市町村長の証明書（戸籍謄本・抄本等）
- ③ 被災職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の範囲の家系図
- ④ 婚姻関係証明書（未届けの婚姻の場合）
- ⑤ 遺族補償年金を受けることのできる遺族がなく、かつ、遺族補償一時金の先順位者がいないことを証明する書類
- ⑥ 請求者が法第37条第1項第2号、第3号の規定に該当する者であるときは、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を証明する書類
- ⑦ 請求者が法第37条第3項の規定により死亡した職員が特に指定した者に該当するものであるときは、これを証明する書類
- ⑧ 特殊公務災害の要件に該当する証明書（特殊公務災害に該当する場合）
- ⑨ 平均給与額算定書（給与明細書、出勤簿の写しを添付〔要原本証明〕）

3 遺族補償年金前払一時金

(1) 補償の内容

遺族が一時的な出費を要する場合があることを考慮し、遺族補償年金の受給権者が申し出たときは、前払で一時金を支給します。

申し出ることのできる金額は、平均給与額の1,000日分、800日分、600日分、400日分、200日分のいずれかです。

また、前払一時金が支給される場合は、一定期間、年金の支給が停止されます。

(2) 請求手続

「遺族補償年金前払一時金請求書」を所属長及び任命権者を經由して、基金支部に提出してください。

4 葬祭補償

(1) 補償の内容

遺族等であって社会通念上葬祭を行うとみられる者（現に葬祭を行った者があるときは、その者）に対して、次のア又はイのいずれか高い方の額を支給します。

ア 315,000円+平均給与額×30日分

イ 平均給与額×60日分

(2) 請求手続

「葬祭補償請求書」に平均給与額算定書と葬祭補償の請求者が葬祭を行ったことを確認できる書類（会葬通知等）を添付し、所属長及び任命権者を經由して、基金支部に提出してください。（遺族補償と併せて請求するときは、平均給与額算定書は不要です。）

5 遺族特別支給金（福祉事業）

(1) 事業の内容

遺族特別支給金は、遺族補償の受給権者に対し、次の表に掲げる額が一時金として支給されます。

遺族補償の受給権者	支給額
① 遺族補償年金の受給権者	300万円
② 遺族補償一時金の受給権者で、配偶者又は被災職員の生計によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	300万円
③ 遺族補償一時金の受給権者のうち①、②以外の者で、主として被災職員の生計によって生計を維持していた次の者 ・ 死亡当時18歳未満又は55歳以上の三親等内の親族 ・ 障害等級第7級以上の障害に該当する三親等内の親族	210万円
③ 遺族補償一時金の受給権者のうち、①、②及び③に該当しない者	120万円

(2) 申請手続

遺族補償の請求と同様です。(申請用紙が兼用となっています。)

6 遺族特別援護金(福祉事業)

(1) 事業の内容

遺族補償の受給権者に対し、受給権者の区分に応じて一時金として支給されます。

遺族補償の受給権者	支給額	
	公務災害	通勤災害
遺族特別支給金の①に該当する者	1,860万円	1,115万円
遺族特別支給金の②に該当する者	1,860万円	1,115万円
遺族特別支給金の③に該当する者	1,302万円	780万円
遺族特別支給金の④に該当する者	744万円	445万円

(2) 申請手続

遺族補償の請求と同様です。(申請用紙が兼用となっています。)

7 遺族特別給付金(福祉事業)

(1) 事業の内容

遺族補償の受給権者に対し、原則として遺族補償年金又は遺族補償一時金の額に100分の20を乗じた額を年金又は一時金として支給します。ただし、それぞれ150万円に次に掲げる率を乗じた額を上限とします。

ア 遺族補償年金の場合

遺族の人数の区分		率
1人	① ②以外の者	153/365
	② 55歳以上の妻又は障害等級第7級以上の障害の状態にある者	175/365
2人		201/365
3人		223/365
4人以上		245/365

イ 遺族補償一時金の場合

遺族補償一時金の受給権者	率
遺族特別支給金の②に該当する者	1000/365
遺族特別支給金の③に該当する者	700/365
遺族特別支給金の④に該当する者	400/365

注 2の(1)のイによる遺族補償一時金の受給権者については、上記により算定した額から同一の事由につき既に支給された遺族特別給付金の額の合計額（未支給のものを含む。）を差し引いた額が支給されます。

(2) 申請手続

遺族補償の請求と同様です。（申請用紙が兼用となっています。）

第8 特殊な場合の補償及び福祉事業

1 特殊公務災害制度

(1) 制度の趣旨

警察官や消防吏員などが、生命・身体への高度の危険が予測される状況下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧などの職務に従事したことにより公務上の災害を受けた場合には、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び関連福祉事業の支給額が加算されます。

(2) 対象となる職員及び職務

次の表の左欄に掲げる職員が、生命、身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、右欄の職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における災害が該当します。

職 員	職 務
警察官	① 犯罪捜査 ② 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送 ③ 勾引状、勾留状又は収監状の執行 ④ 犯罪の制止 ⑤ 暴雨、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これに類する異常な事態（以下「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防禦
警察官以外の警察職員	犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で、警察官が上欄の①から⑤に掲げる職務に従事する場合において警察官と協同して行うもの
消防吏員	① 火災の鎮圧 ② 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦
麻薬取締員	① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪の捜査 ② 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送 ③ 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収監状の執行
災害応急対策従事職員	【災害応急対策従事職員とは】 災害対策基本法第50条第1項第1号から第3号までに掲げる事項に係る災害応急対策に職務として従事する職員です。 【職務】 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦

(3) 補償額の加算措置の内容

特殊公務災害補償は、補償額に係る特別措置ですので、該当するかどうかの認定は補償の支給の決定を行う段階で行いますが、特殊公務災害と認定されれば、それぞれの補

償額に次の表の加算率を乗じて得た額が加算されます。また、補償と併せて支給される傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金の額についても加算後の額を基礎として算定されます。

特殊公務災害が適用される補償		区 分	加算率
傷病補償年金		第1級	40/100
		第2級	45/100
		第3級	50/100
障害補償	障害補償年金	第1級	40/100
		第2級	45/100
		第3級～第7級	50/100
	障害補償一時金	第8級～第14級	50/100
遺族補償年金・遺族補償一時金		—	50/100

(4) 請求手続

- 補償の請求時に請求されることとされています。ただし、傷病補償年金については、基金が職権で決定します。
- 所定の請求書（基金支部に備え付けています。）により請求してください。
- 通常の添付資料のほか、当該災害が特殊公務災害に該当することを証明できる資料が必要となります。（特殊公務災害に該当すると予想される事案については、災害発生時にその資料の収集、整理をしておくことが必要です。）
- 所属長及び任命権者を經由して基金支部に請求してください。

2 船員の場合の補償等の特例

船員である職員の補償等は、船員法及び船員保険法による給付との均衡を図るため、次の表に掲げる特例が設けられています。

補償等	特例措置																				
療養補償	通常の補償のほか、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事で、療養上相当と認められるものを支給。																				
休業補償	災害発生日から4日間は、平均給与額の100/100を支給。																				
障害補償一時金	<p>通常の額に次の表の額を加算した額を支給。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>障害等級</th> <th>額</th> <th>障害等級</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第8級</td> <td>平均給与額×97</td> <td>第12級</td> <td>平均給与額×24</td> </tr> <tr> <td>第9級</td> <td>平均給与額×59</td> <td>第13級</td> <td>平均給与額×19</td> </tr> <tr> <td>第10級</td> <td>平均給与額×58</td> <td>第14級</td> <td>平均給与額×4</td> </tr> <tr> <td>第11級</td> <td>平均給与額×47</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	障害等級	額	障害等級	額	第8級	平均給与額×97	第12級	平均給与額×24	第9級	平均給与額×59	第13級	平均給与額×19	第10級	平均給与額×58	第14級	平均給与額×4	第11級	平均給与額×47		
障害等級	額	障害等級	額																		
第8級	平均給与額×97	第12級	平均給与額×24																		
第9級	平均給与額×59	第13級	平均給与額×19																		
第10級	平均給与額×58	第14級	平均給与額×4																		
第11級	平均給与額×47																				
遺族補償年金	遺族が1人の場合の年金額は、平均給与額×165となります。																				
遺族補償一時金	平均給与額×1080を支給。																				
予後補償	<p>治ゆ時に勤務できない（出帆中で船に乗れない）場合、勤務できない期間（1月を限度）、次の額を支給。（職員の故意の犯罪又は重大な過失で発生した災害は補償額の30/100は非支給。）</p> <p>1日につき 平均給与額×60/100 （給与が支給されている場合は、その額を差し引いた額）</p>																				

補償等	特例措置
行方不明補償	公務上行方不明となったとき、被扶養者に対してその行方不明の間、（翌日から3月を限度とする。）、次の額を支給。 1日につき 平均給与額×100/100 （給与が支給又は行方不明の期間が1月未満のときは非支給）
平均給与額	算定基礎に、日額旅費のうち所定の航海日当を加えます。
休業援護金	予後補償支給時に、1日につき平均給与額の20/100を支給。
特別給付金	傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金の算定は、特例措置後の補償の額を基礎として算出されます。
一部負担金	通勤災害に係る一部負担金は、納付する必要はありません。

その他、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償年金前払一時金についても、加算措置がとられます。

第9 その他

1 未支給の補償・福祉事業

未支給の補償・福祉事業とは、各補償等の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償又は福祉事業で、まだその者に支給しなかったものをいいます。

請求（申請）できる者（以下「請求権者」という。）は、死亡した受給権者と生計同一関係にあった配偶者（内縁関係にある者を含む。）、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹、これらの者がいない場合は、死亡した受給権者の相続人で、この順序による最先順位者です。

なお、遺族補償年金については、年金の転給を受ける者がある場合はその者が、年金の転給を受ける者がいない場合は死亡した受給権者の相続人が請求権者になります。

「未支給の補償請求書・未支給の福祉事業申請書」に、死亡した受給権者の死亡診断書等受給権者の死亡の事実を証明する書類、請求者が請求権者であることを証明する書類を添付して、死亡職員の所属長及び任命権者を經由して基金支部に提出してください。

2 他の法令による給付との調整

(1) 年金たる補償に係る調整

同一の事由（障害又は死亡）によって、基金の年金たる補償と国民年金法等他の法令に基づく年金たる給付が併給される場合は、基金の年金たる補償については、一定の調整を図ったうえで支給します。

(2) 休業補償に係る調整

同一の事由によって、基金の休業補償と旧国民年金法等他の法令に基づく障害年金が併給される場合は、基金の休業補償については、一定の調整を図ったうえで支給します。

3 補償等の制限

(1) 補償等の制限の趣旨

使用者の無過失責任の考え方により、職員の過失の有無にかかわらず、原則として補償の全額が支給されますが、職員の過失が著しく重大な場合などには、支給額を減じることがあります。これを「補償制限」といい、災害防止や療養に専念することについて職員の注意を喚起するために設けられた制度です。

(2) 補償等の制限の内容

ア 職員の著しい過失により、災害原因となった事故が発生した場合

- 休業補償、予後補償、傷病補償年金及び障害補償について、療養開始の日から3年間、支給額の100分の30を減額します。

イ 正当な理由なく療養に関する指示に従わず、傷病・障害の程度を増進させ、又は回復を妨げた場合

- 原因となる行為1回につき、休業補償及び予後補償の10日分を減額します。
- 原因となる行為1回につき、傷病補償年金の365分の10に相当する額を減額します。

(3) 福祉事業の支給の制限

上記のアの事由により、傷病補償年金又は障害補償年金が減額して支給される場合は、これらに付随して支給される福祉事業の特別支給金及び特別給付金の額についても、その100分の30に相当する額が減額されます。

4 年金の支給方法

傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金及び年金たる遺族特別給付金（以下「年金等」という。）の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月に終わります。

年金等の支払は、2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれ前月分までの支給額を受給権者の口座に振込の方法で行います。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合のその期の年金等は、支払期月でない月であっても支払われます。

5 時効と補償事由発生日

補償を受ける権利は、補償を受ける権利が発生した日（以下「補償事由発生日」という。）の翌月から起算して、次の表に定める期間行われなるときは、時効によって消滅します。

補償の種類	補償事由発生日	時効期間
療 養 補 償	療養の費用の支払義務が確定した日	2年
休 業 補 償	療養のため勤務することができず給与を受けない日	
介 護 補 償	介護を受けた日の属する月の末日	
障 害 補 償	負傷又は疾病が治った日	5年
障害補償差額一時金	職員が死亡した日	
遺 族 補 償	職員が死亡した日	
葬 祭 補 償	職員が死亡した日	2年
未支給の補償	本来の補償と同じ日	

なお、時効期間の経過前に、補償を受ける原因となった災害について基金に認定請求をした場合は、基金が当該災害について公務上又は通勤による災害として認定したことを請求者が知った日の翌日から起算することとされています。

また、傷病補償年金については、請求に基づかず基金が職権で支給決定を行うため、時効の問題は生じません。

補償を受ける権利とは、補償請求の事由となる災害が発生した場合に、補償の受給権者の要件に該当する者が基金に対して行う補償の支給決定の請求権です。